

答 申 書

平成29年2月28日

新潟県後期高齢者医療広域連合長 様

新潟県後期高齢者医療広域連合
情報公開・個人情報保護審査会
会長 澤 田 克 巳



平成29年2月14日付け新広総第650号での諮問について、当審査会の意見は下記のとおりとする。

記

1. 三条市と新潟大学の共同研究事業に係る三条市への診療報酬明細書情報等の提供について

(1) 実施機関内において保有する個人情報を必要な範囲内で実施機関以外に提供するもの（個人情報保護条例第8条第2項）

審査会の意見	新潟県後期高齢者医療広域連合が、三条市が実施する新潟大学との共同研究事業のために、診療報酬明細書情報等を提供することは、公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認める。
--------	---

(2) 個人情報を収集した目的を本人へ通知をしないこととするもの（個人情報保護条例第8条第4項）

審査会の意見	本人への通知については、広域連合長の見解のとおり、通知をしなくともよいと認める。
--------	--



2. 佐渡地域医療連携ネットワーク「さどひまわりネット」の活用による後期高齢者医療被保険者健康診査データの提供について

(1) 実施機関内において保有する個人情報が必要な範囲内で実施機関以外に提供するもの（個人情報保護条例第8条第2項）

審査会の意見	<p>新潟県後期高齢者医療広域連合が、佐渡市において実施する後期高齢者医療被保険者の健康増進事業のために、後期高齢者医療被保険者健康診査データを佐渡市に提供することは、公益上の必要その他相当の理由があると認めるものの、本人の権利利益を侵害するおそれがあることを指摘する。</p> <p>これまで実施してきた「情報提供に係る説明及び同意書」は、新たに発生する本件データの利用の同意が含まれるとは考えにくいことから、本件データの提供について、改めて本人に説明するとともに同意書若しくはこれに準じた書面により本人の意思を確認することが必要であると考える。</p> <p>よって、本件データの提供は、以上の措置の実施を広域連合が確認できたことをもって認めるものとする。</p>
--------	--

3. 情報連携に伴う特定個人情報保護評価書（案）の第三者点検について

(1) 特定個人情報保護評価書（案）の第三者点検について意見を求めるもの（特定個人情報保護委員会規則第7条第4項）

審査会の意見	<p>新潟県後期高齢者医療広域連合の特定個人情報保護評価書に記載された評価について、特定個人情報保護委員会が規定する特定個人情報保護評価指針等に照らし合わせ確認した結果、適合性および妥当性について適当であると認める。</p>
--------	--